

美里小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止等の対策の基本的な考え方

* 「いじめ防止等」とは、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」及び「いじめへの対処」をいいます。

1 いじめの定義 (平成25年9月施行「いじめ防止対策推進法」の「いじめの防止等のための基本的な方針」による)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情等の調査を丁寧に行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

2 いじめ問題に関する自校の課題

本校は、児童数332名の中規模校です。大小の幼稚園・保育園出身者が混在するため、入学時には各園の特色を反映した人間関係上の課題はありますが、集団づくりのなかで徐々に解消されています。

学年が上がるにつれ、自己表現が不得意な児童のなかには、周囲への極端な気遣いや集団から離反するなどの動きも見られます。

また、落ち着きに欠ける児童のなかには、自分の考えを通そうとして手を出したり、相手がいやがる言葉を言ったりする子も見られます。

さらに、女子のなかには、グループ化による人間関係の複雑化が現れ、仲間はずれにされる子も過去には見られました。

3 学校の目標といじめ防止等の取組の関連性

本校では、教育目標（を目指す子ども像）の一つに「心豊かで思いやりのある子」を掲げ、学級経営を核に、道徳・特別活動との関連を図る指導の充実、人権教育の積極的な推進を通して、豊かな心の育成に努めています。

また、教育目標の具現化のために、「自信」と「意欲」の獲得を目指し、「5つのいっぱい運動」（学びいっぱい、笑顔いっぱい、やる気いっぱい、思いやりいっぱい、あいさついっぱい）を設定し、教育活動を推進しています。

特に、「規律」「学力」「自己有用感」をいじめ防止のキーワードとし、学校生活を充実させ、いじめを生まない集団づくりを行います。具体的には、教師による居場所づくり（授業の充実、子どもを困らせない指導）を進めるとともに子どもたちの絆づくりの場（特別活動等）を提供していきます。

4 いじめ防止等のための校内組織

いじめ防止対策を推進するために、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止担当教員を中心に、教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラーを委員とする「いじめ防止対策委員会」を設置し、定例会（生徒指導会議・生徒指導委員会）を月1回以上開催します。また、いじめ発見時の組織的な対応のために、当該担任を含めた臨時の委員会を隨時開催し、早期対応に努めます。

5 いじめ防止に関する年間計画

月	取 組 (凡例 ○ : 校内 ◎ : 西一貫校 ◆ : 県 ◇ : 市)
4月	○毎月、いじめ防止対策委員会（生徒指導会議）を開催する（月末） （議題等の詳細は、「IV 取組の検証と見直し」のフロー図参照） ○いじめ防止ポスターの掲示（各教室・廊下・児童玄関） ◎西中校区あいさつ運動（毎月：西中生徒、更生保護女性会、本校の各委員会による） ○校内研修（いじめへの対応力について 講師：管理職・スクールカウンセラー等） ○毎月、いじめ実態調査「生活アンケート」を実施する（月末）
5月	◆【県】春の「いじめ防止強化月間」 ◇【市】いじめ問題解決に向けた子ども会議実行委員会への参加（いじめ防止担当教員） ・児童が主体のいじめ防止活動について、児童会が中心となって話し合う。 ○前期人権集中学習（校長講話、いじめ見逃し「0」を目指した学級づくりなど）
6月	○人権標語の作成
7月	○人権ポスターの作成（夏休みの宿題で4年生と希望者が描く）
8月	◎西中校区いじめ防止サミット（いじめ防止担当教員・代表児童・学校運営協議会委員） ◎いじめ問題解決に向けた教育懇談会（学校運営協議会委員・PTA役員・地域住民等）
11月	◆【県】いじめ防止フォーラムへの参加（管理職・いじめ防止担当教員・代表児童） ○後期人権集中学習（児童会主体の企画、人権主任講話など）
12月	◆【県】冬の「いじめ防止強化月間」
1月	◇【市】藤岡市いじめ問題解決に向けた子ども会議（いじめ防止担当教員・代表児童）
2月	◎学校評価の結果を基に、学校運営協議会委員で学校関係者評価を実施し、いじめ防止の取組について評価する。
3月	○西中校区6年担任による新中学1年生の学級編制会議（6年担任）

II いじめの防止等のための取組

1 いじめの未然防止にすること

(1) いじめ防止等のための体制整備

◎「自信」と「意欲」獲得のために「5つのいっぱい運動」を推進し、「学びいっぱい、笑顔いっぱい、やる気いっぱい、思いやりいっぱい、あいさついっぱい」の学校づくりを行います。

①「学校いじめ防止基本方針」の策定及び公表

・学校運営協議会に意見を求め、年度始めに保護者・地域へ、いじめ防止推進法に基づく対応を公表します。

②「いじめ防止対策委員会」の設置

③いじめへの対応力の向上を図る研修の推進（校内研修）

・管理職・スクールカウンセラーを講師に、「いじめ防止対策推進法」をはじめ、国・県・市・本校のいじめ防止基本方針等について認識や日常観察のあり方（藤岡市「いじめ撲滅マニュアル」の活用）、いじめを発見したときの具体的な対応、該当児童のケアのあり方について理解を深め、指導力を高めます。

(2) すべての児童が、安心して生活できる安全な学校づくり

◎よりよい人間関係を築く力と自主的・実践的な態度の育成を図ります。

①自他のよさに気付かせ、認め合える機会（共感的人間関係を醸成する場）の日常化

・教師が、子どもたちの「よさを認め、ほめ、伸ばす」を合い言葉に、声かけを積極的に行い、子どもたちが、教師や仲間に認められ、ほめられることのうれしさを実感し、その行為をまねができるようになります。

・学級全体で、一つのものを創り上げる経験を通して、団結することのよさや一人一人がかけがえのない存在であることに気づかせ、よりよい人間関係を育みます。

②自己決定の場の設定と目標達成のための支援

- ・学級集団等の集団思考を通して、児童自らが実践目標を自己決定でき、目標が達成できるように支援（認め・ほめ）し、自己存在感を味わわせます。

③児童主体の活動の場の設定

- ・児童会本部による生活目標の立案や児童集会の企画、委員会による月別の生活目標を守らせるための企画・発表などの児童会活動を通して、自治能力を高めます。

④夢や希望をはぐくむキャリア教育の充実

- ・進路の探索・選択に関わる基盤となる人間関係形成能力（自他のよさに気づく・認め合う、あいさつや返事・友達と仲良く遊ぶなど）、意思決定能力（してよいことと悪いことがわかるなど）について学年の実態に応じて日常的に指導します。

⑤「異学年集団活動（縦割り活動）」の推進

- ・異学年集団活動〔運動会、縦割り集会（遊び等）〕を通して、思いやりの心や協力する態度、高学年児童のリーダーシップを育みます。

(3) 児童の居場所づくり・絆づくりと自尊感情の育成

◎人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

①人権集中学習（前期：5～6月、後期：11～12月）の実施

②豊かな体験の充実

- ・学校行事（修学旅行・尾瀬ネイチャーラーニング等）、生活科、総合的な学習の時間（「高山社学」「生き方」）、緑の少年団活動等での授業及び外部団体と連携した事業の中に、家庭や地域、自然や人々とふれあうための場の設定や、ねらいに即した活動を位置付けます。

③情報モラル教育の推進（高学年）の開催

- ・情報モラル教材を積極的に活用し、インターネット上の危険について理解させ、トラブルに巻き込まれないように、自分で判断して行動できる情報活用能力、情報リテラシーの向上を家庭と連携して育みます。

④万引き防止教室（3年）・薬物乱用防止教室（6年）の開催

- ・万引き防止教室（3年）を開催し、善悪を判断する力やロールプレイを通して、万引き等他人からの誘いにのらない意思・態度を、また、薬物乱用防止教室（6年）では、薬物の怖さを理解し、薬物に手を出さない意思・態度を育みます。

◎学力を保障します。（わかる授業）

①授業中の積極的な生徒指導の推進

- ・1単位時間の中に、自己決定の場を設定し、よさを認め、ほめることを通して、自己存在感を獲得させます。そして、共感的な人間関係の醸成に努め、意欲を引き出し、主体的に学習に取り組む態度（「やる気」）を育み、学力を伸ばします。

②学習の構え・どの子にもやさしい教室環境の整備

- ・授業前の学習の準備、開始時刻着席、授業に臨む姿勢・態度、聞き方・話し方・ノートの取り方等の学習の構えを定着させます。
- ・聴覚や視覚への刺激を減らす教室環境の整備を図ります。

③学習への適応指導の充実

- ・第1学年においては、担任と特別支援教育支援員が連携して、学習ルールの確立とともに、きめ細かな適応指導を行います。

④個に応じた指導の充実

- ・子ども一人一人の実態に合わせ、個に応じた指導を行います。

(4) いじめを絶対に許さない学校風土の醸成

◎児童会を中心とした「いじめ防止活動」を実施します。

◎小中連携による「いじめ防止活動」を実施します。

①人権集中学習（前期：5～6月、後期11～12月）の実施

- ・前期人権集中学習では、人権についての基本的な考え方を児童に周知し、思いやりの心を育み、自己肯定感を高めます。
- ・後期人権集中学習では、“いじめ防止対策”を重点に実施し、美土里小のいじめの実態を調査・分析し、分析結果を踏まえ、学級や児童会で話し合い解決策を見出すなど、いじめを自分たちの問題としてとらえさせ、いじめ解消を図るなど、他者理解に努め、人権感覚を育みます。

②地域ぐるみのあいさつ運動（毎月：西中生徒、更生保護女性会、本校の各委員会による）

2 いじめの早期発見に関すること

(1) いじめの実態把握

◎教職員による日常観察及びアンケート調査・面談等による情報収集を行います。

- ・全校体制で一人一人の児童に目を向け、サインを見落とさないようにし、観察を通して、気になることがあれば5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）でメモを残し、全職員で共有できるようにするとともに、毎月末、「生活アンケート」を行い、児童の実態把握に努めます。
- ・特に配慮が必要な児童（障害がある児童、海外から帰国した児童、外国人の児童、性同一性障害の児童）については、日常的にその児童の特性を踏まえた適切な支援を行います。

(2) 家庭及び地域との連携の強化

◎家庭には、子どもの様子の観察をお願いするとともに、気になる様子が見られた場合は、速やかに学校へ連絡していただくなど連携しながら、該当児童への事実確認や、指導を行います。

3 いじめへの対処に関すること

(1) いじめの把握と解決に向けた具体的な対応

◎迅速な情報の共有と組織的な対応（いじめ防止対策委員会）を行います。

- ・いじめの情報を得たら、迅速に、臨時いじめ防止対策委員会を開催し、指導方針（事実確認・個別相談・全体指導・保護者への協力依頼等）を決定し、当該担任とともに組織として、迅速に対応し、早期解決を目指します。また、いじめの経緯、指導や支援について全職員で共有できるようにします。

(2) 関係諸機関との連携の強化

◎関係諸機関と連携します。

- （県）青少年育成センター、児童相談所、教育委員会、総合教育センターいじめ・子ども教育相談室
（市）教育委員会、子育て応援課、スクールカウンセラー、スクールロイヤー

◎警察と連携します。

- ・以下の場合警察との連携を図り、早期解決を目指します。
*いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合
*児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合

(3) いじめ再発防止に向けた具体的な対応

◎被害児童並びに保護者に対する支援を行います。

- ・学校は、全校体制で被害児童を徹底的に守ります。また、スクールカウンセラー等の専門家を介して被害児童の心のケアを行うとともに、児童・保護者の要望を受け止め、誠意を持って要望に応えるよう努めます。

◎加害児童並びに保護者に対する指導・助言を行います。

- ・加害児童には、いかなる理由があっても、いじめは人権を侵害する決して許されない行為であることを理解させるとともに、いじめを生んだ背景を分析し、取り除けるように指導します。また、保護者との連携を図りながら、いじめを生んだ背景を取り除けるように指導・助言します。

(4) いじめの解消について

◎いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」としません。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされているときとします。

- ①被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続している。

- ②被害児童本人及び保護者の面談等で被害児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できた。

III 重大事態への対処について

重大ないじめと疑われる情報を得た場合や、重大事態が発生した場合は「重大事態対応フロー図」を踏まえて対応します。

IV 取組の検証と見直しについて

取組の検証と見直しのためのフロー図

PLAN

- ◇学期末（学年末）の見直し・修正結果を踏まえ、今年度の「いじめ防止基本方針（自校の課題、年間計画等、指導法等）」を策定する。
- ◇いじめ防止基本方針の公表

DO

- ◇いじめ防止基本方針に基づき、推進する。

CHECK

- ◇日常観察（5W1H）によるメモ（記録）
- ◇いじめ実態調査「生活アンケート」（毎月末）
- ◇児童・保護者からの訴え

ACTION

- ◇日常観察（5W1H）によるメモ（記録）
- ◇いじめ実態調査「生活アンケート」（毎月末）
- ◇児童・保護者からの主訴を踏まえて、組織として迅速に対応（事実確認・個別相談・全体指導・保護者への協力依頼等）し、早期解決を目指す。
- ◇学期末（年度末）に、学校評価において取組状況等を評価し、取組について検証し、検証結果を踏まえ、見直し・修正を行い、次年度に活かす。
(3学期：学校運営協議会での学校関係者評価の実施)

学期単位を1サイクルとして検証・見直しを図る

いじめに関する重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録を行い全職員で共有する。
- いじめの事実確認を行い、藤岡市教育委員会（以下：市教委）へ報告する。

重大事態の発生

- 以下のいじめに関する重大事態及びその疑いが発生した場合、市教委へ報告する。
 - 1 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（児童が自殺を企図した場合等）
 - 2 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
(年間30日をめやす。連続して欠席（数日）しているような場合も迅速に調査に着手する。)
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校が重大事態の調査主体となった場合

- 市教委への報告により、重大事態の調査の主体が学校になった場合は、市教委の指導・支援をもとに以下の対応にあたる。

①校内に重大事態の調査組織を設置

- 校内「いじめ防止対策委員会」を母体として、被害・加害児童の担任により組織する。なお、市教委等へ要請し、専門的知識及び経験を有する第三者（公平性・中立性の確保のため）の配置が可能な場合は、委員に含める。

②被害児童・保護者に対する調査方針の説明

- 調査の目的・目標 ○調査主体（組織の構成、人選）
- 調査時期・期間（スケジュール、定期報告） ○調査事項・調査対象 ○調査方法
- 調査結果の公表

③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
 - ◇調査の優先順位
 - ア 客観的な事実関係の調査（速やかに）
 - イ 因果関係の特定（アが終了した後）
 - ◇留意点
 - ・事実にしつかり向き合うこと。
 - ・すでに先行した記録（調査資料）があっても、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を必ず実施すること。

④いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供

- 調査により明らかになった事実関係（情報）については、適時・適切な方法で、経過報告を踏まえながら行う。
- 関係者の個人情報を配慮しつつ、情報提供や説明を行う。
- アンケートを実施する場合は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを、調査対象の児童や保護者に説明する。

⑤調査結果を市教委へ報告

- いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑥調査結果を踏まえた必要な措置

市教委が重大事態の調査主体となった場合

- 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。